



# 池田総合法律事務所 池田特許事務所 ニュースレター

<http://www.ikedalawpatent.jp/>  
平成29年初秋号 第19号

## 暑中お見舞い申し上げます

「数十年に1回」の豪雨といった異常気象が、このところ当たり前のように起きています。天候急変や酷暑が気になりますが、皆様、お元気で過ごしてでしょうか。

今年は、共謀罪法案、森友、加計問題が国会で注目を集めました。これらの問題に隠れて目立たなかったのですが、民法の債権法が改正されました。

民法は市民生活を規律する中心的な法律です。そのうち債権法の分野は、取引関係の基本法で、改正の与える影響は大きいものです。時効制度が大きく変わったことは、皆様、耳にしていることと思いますが（3ページで時効改正のポイントをご案内します。）、このほか、保証制度や約款の効力等も大きく変わりました。

今のところ、2020年1月1日から施行予定、というように聞いております。当事務所では、市民生活に大きな影響をあたえる改正項目を中心に、順次セミナーを開催しますので、奮ってご参加下さい（第1弾として、本年9月19日に「保証」に関する改正法のセミナーを開催します。）。



さて、この度、当事務所は、[玉垣正一郎弁護士](#)を迎えることになりました。

玉垣弁護士は、当事務所のパートナーである上杉弁護士及び西脇弁護士と研修所同期（64期）の32歳、弁護士経験6年目を迎える新進気鋭の弁護士です。激しく変化する最近の社会状況の下、積極的に海外進出を目指すなど、進取の気性に富んだ弁護士です（自己紹介や経歴は、2ページをご覧ください。）。

玉垣弁護士は、平成29年8月から名古屋大学大学院法学研究科の特任講師として、プノンペンにあるカンボジア日本法教育研究センターに赴任することになっております。今後、当事務所としても、発展性に富む東南アジア諸国を含む海外進出等の支援業務や現地でのリーガルアドバイザーとしての役割を果たすため体制をさらに充実していきたいとも考えています。

今後とも、ご支援のほど、よろしくお願い申し上げます。

なお、本年は、池田桂子が愛知県弁護士会会長並びに日本弁護士会副会長に就任しました。仕事に会務に頑張っております。皆様からのご支援に心より感謝申し上げます。  
＜池田伸之＞



ニュースレター第19号をお届けします。皆様のお役に立てる情報を提供したいと思いますので、ご意見・ご質問もご遠慮なく、当事務所（メール：[ikedalawpatent@par.odn.ne.jp](mailto:ikedalawpatent@par.odn.ne.jp)、FAX052-684-6291）までお寄せください。

## 相談予約方法

下記電話番号にてご予約ください。無料相談会も行っておりますので、お気軽にご相談ください。

**☎ 052-684-6290**

受付時間9:00AM~5:30PM

## 【ご挨拶】～ニューフェイスの玉垣です～

私こと、平成23年12月の弁護士登録以来、5年7か月間他の法律事務所で勤務をしておりましたが、本年8月から、名古屋大学大学院法学研究科の特任講師としてカンボジアの王立法経大学内にある日本法教育研究センターに海外赴任するとともに、ご縁あって、当事務所に入所させていただきましたことになりました。

モンゴル・ベトナム・ラオス・カンボジア・タイ・ミャンマー・シンガポールをここ2年半の間で訪問する中で、日本が実施する法整備支援の活動のみならず東南アジアを中心とする渉外法務に魅力を感じるようになり、今回の海外赴任を決断しました。

現地での主な業務は、学生に対する日本語での日本法教育となりますが、カンボジア法情報の発信やカンボジア法の研究業務も担当する予定です。

オフでは、弁護士会のサッカー部とバスケット部に所属して定期的に身体を動かしています。弁護士サッカーの世界大会とアジア大会にそれぞれ2度参加したことがあります。また、将棋も趣味として楽しんでおり、棋力はアマチュア二段です。

これまでは労務案件や交通事故案件を中心に取って扱ってききましたが、今後は、カンボジアを中心として東南アジア各国における人的ネットワークを作るとともに、企業や個人の渉外法務について充実した法的サービスを提供できるように日々精進する所存です。

皆様のご指導ご鞭撻を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。  
【玉垣正一郎】

## 【玉垣正一郎弁護士の経歴】

平成15年3月 岐阜県立大垣北高等学校 卒業  
平成20年3月 名古屋大学法学部 卒業  
平成22年3月 名古屋大学法科大学院 修了  
平成22年9月 司法試験合格  
平成23年12月 弁護士登録

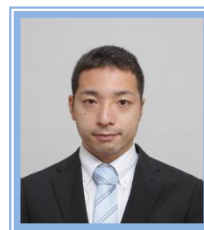
## 【主な愛知県弁護士会活動】

国際委員会 委員  
民事弁護委員会 委員  
愛知住宅紛争審査会運営委員会 委員  
非弁護士活動対策委員会 委員  
弁護士業務改革委員会 委員  
消費者委員会 委員



## 【講師歴】

平成26年4月～平成27年3月  
名古屋大学法科大学院 非常勤講師  
平成28年9月～平成29年9月  
名古屋商科大学経済学部 非常勤講師



## 事務所からのお知らせ ～セミナーのご案内～

- ◎9月19日 午後3～5時  
法改正を受けて保証契約を見直しましょう！  
～債権法改正による今後の保証契約のあり方
- ◎10月26日 午後6～8時  
遺贈って何、相続とどう違うの？  
～遺贈の活用と注意点
- ◎11月15日 午後3～5時  
結構使えて助かる助成金制度！  
～社員対象助成金制度の活用



詳しい案内（申込用紙）は、同封のセミナー案内をご覧ください。

## 相談予約方法

下記電話番号にてご予約ください。  
お気軽にご相談ください。

無料相談も行っています。日程については、お電話にてお尋ね下さい。




当事務所のホームページには、左のQRコードを読み取ってアクセスして下さい。


☎ 052-684-6290


予約受付時間9:00AM～5:30PM  
ikedalawpatent@par.odn.ne.jp


# 民法大改正について

# ～消滅時効編～


: 最近のニュースで、民法が大きく改正されたと聞きました。


: そうです。現在の民法は、明治29年に成立した古い法律ですが、それ以来の大改正がなされました。債権法という、取引や契約に関わる分野が対象となっています。


: そうなんですね。ニュースで少し聞いたところだと、債権の消滅時効のルールが大きく変わったようですが、どのようになったのでしょうか。


: 改正前の規定では、原則的な時効期間は10年とされ、例外的な短期時効として、3年、2年、1年という期間が定められていました。さらに、商取引の場合の商事消滅時効は、商法で5年という規定が置かれていました。

今回は、改正前の複雑に分岐した制度を整理し、大きく「権利を行使することができることを知った時」から5年間（166条1項1号）、と「権利を行使することができる時」から10年間（166条1項2号）、に整理し、そのいずれかの期間が到来することで、時効は完成するものとなりました。これに伴い、商事時効を含む全ての短期消滅時効が廃止されることとなっています。

: そうすると、改正法では、「権利を行使することができることを知った時」という、主観的な要素が重要になるようですが、具体的には、どのような認識があればよいのでしょうか。

: この文言については、対象となる債権の発生原因や債務者の存在を認識していることに加えて、違法性の認識を踏まえた権利行使ができることについての具体的な認識まで必要と考えられています。このように説明すると少し難しいですが、誰にどのような債権を行使できるかを具体的に分かっている場合、とでもまとめられるでしょうか。

: なるほど。でも、色々な債権について、時効期間を一律に考えられるというのは、管理がしやすくなり、よさそうですね。

: それはそのとおりですね。しかし、今回の改正法による時効期間が適用になるのは、改正法の施行日以後に発生した債権についてですので、施行日までに生じた債権や債権発生の原因となる法律行為が施行日までにされた債権については、改正前の時効期間が適用されるので、注意が必要です。

＜上杉謙二郎＞

## 日系企業のベトナム進出状況について

ベトナム国内に日系企業向けに法律事務所の支店ないし駐在所を出店することを検討しており、昨年から現地調査に何度も行っております。

現在、ベトナム国内には60万社程度の法人が存在するといわれています。日本国内の法人が約300万社と言われていることからすると、まだまだベトナム国内の法人は増加傾向にあるのかもしれませんが。


ベトナムにおいては、日系企業が現地法人を設立する場合、合併による方法のほか、100%日系企業の資本による設立も認められております。合併の場合、提携先現地法人等が信用に値するものかの調査が困難であることも多いので、設立までの障害は大きいですが、100%自社で出資する方が安全だと思われます。

出店形態としては、①駐在員事務所の開設、②現地有限会社の設立、③現地株式会社との設立という方法があります。①については営業活動は禁止されていますので、ベトナム国内での事業展開を考えての進出の場合には、②か③を選択することになります。

③に関しては、出資者が3人以上必要とされていますので、日系企業の進出の場合には出資者が1人でもよい②が選択されることが多いです。

設立期間等に関しては、内政の状況に左右されるので一概には決まっておりませんが、概ね3～6か月程度、費用については7,000～10,000USDほどかかることが多いです。

現在のベトナム事情としては、若年層が非常に多く、一般的な労働者の賃金も一時間当たり40,000VND（約200円）、月給にして200万VND（約1万円）程度のが多く、日系企業で働ける特別なスキルを持った人物でも500～1,500USDで勤務していることが多いようです。

ベトナムでは特にITスキルが非常に高い若者が多く、システムエンジニアなどをベトナム国内で現地採用し、ベトナム現地法人でシステム開発をして日本に納品するなどしてコスト削減を図る企業も多いです。

ベトナムはこれからまだ人口が増加するといわれており、国内生産はまだ増加するといわれております。

当職と提携している現地不動産法人や現地コンサルティング法人をご紹介しますこともできますので、カンボジアと合わせて東南アジアへの進出等にご興味のある方々はお気軽にお声がけください。

＜西脇健人＞

**【取扱い業務】** 企業法務／事業再生支援・整理・借金問題／相続・遺言・贈与・事業承継／高齢者ホームロイヤー・後見／交通事故／離婚・子どもを巡る問題／知的ライセンス契約・商標・意匠・実用新案・その他知的財産権／労働問題／不動産取引／出張セミナー／建築紛争／医療事故

# 私的絵画百選⑦



落ち穂拾い、夏 / 山梨県立美術館所蔵

落ち穂拾い、夏  
38.3×29.3cm油彩・麻布  
山梨県立美術館所蔵  
1853年制作

ジャン・フランソワ・ミレー  
Jean-François Millet

ミレー好きは日本人だけかと思っていましたら、ミレーの作品を所蔵する公的コレクションは、世界で150に及ぶそうです。すべてを踏破することは至難の業ですが、幸い、日本にはミレー館を擁する山梨県立美術館のほか10を超える所蔵館があります。

落ち穂拾いとは、旧約聖書の律法では農村で畑の持ち主が落ち穂を残さず回収することは戒められ、自らの労働で十分な収穫を得ることのできない貧農が命をつなぐための権利として認められた互助的風習でした。背後にある大きな穀物か積藁の山は三人の女性のものではありません。時刻は夕方、農作業が終わった後の時間でしょうか。しかし、その後1857年に描かれオルセー美術館所蔵の《落ち穂拾い》では、陽が高い時間帯です。

ミレーは生涯に3度、四季の連作を制作していますが、この《落ち穂拾い、夏》は最初の連作の《夏》にあたります。一般的にフランスでは小麦などの穀物の収穫は7、8月に行われていました。

ミレーは、1814年ノルマンディー地方の豊かな農家の8人兄弟の長男に生まれました。敬虔なカトリック教徒の祖母、教会で指揮者を務めたインテリの父、没落したが裕福に育った母の下で育ち、農作業の傍ら絵を描きました。父の死後2年経って、23歳でパリへ出て、国立美術学校で学びました。一家は離散状況に追い込まれます。そのような状況の中で、ミレーはパリ

で肖像画家として名を成します。

山梨県立美術館にも作品がありますが、有名な《種をまく人》は1847年頃から制作され、その後1849年にバルビゾンに移り住んでからは、農村画家と呼ばれるように農村の風景が沢山描かれていきます。この村で最初に描いた大作が《種をまく人》でした。1875年に亡くなるまで、ミレーはバルビゾン村に住みつづけ農民の姿や生活を描きました。

日本の白樺派をはじめ、多くの画家から熱狂的な礼賛を受けたミレーは、実は、先進的な精神の持ち主でもあったように思われます。

この落ち穂拾いの絵では、女性が労働の主役として、堂々と描かれています。19世紀半ばとはいえ、女性を愛玩の対象として扱うことの多かった風潮をさりりとかわしてたくましく描かれています。家畜の世話をする女性達の姿を題材にした作品も少なくありません。

崇高な精神性がミレーの真骨頂のように言われて、近年とみに見直されてきました。都市と田園、労働とそれ以外の時間など現代的なモチーフへと移行する時代を背景とし、これらを意識した現代的な画家であった気がします。フォンテンブローの森を針葉樹化する開発事業に対して、ルソーとともに立ち上がり、ナポレオン3世の皇后に対して直訴状を送り、その結果、一帯を美観地区に指定され森は守られました。森の入り口にはミレーとルソー二人の記念碑が建てられています。 <池田桂子>